

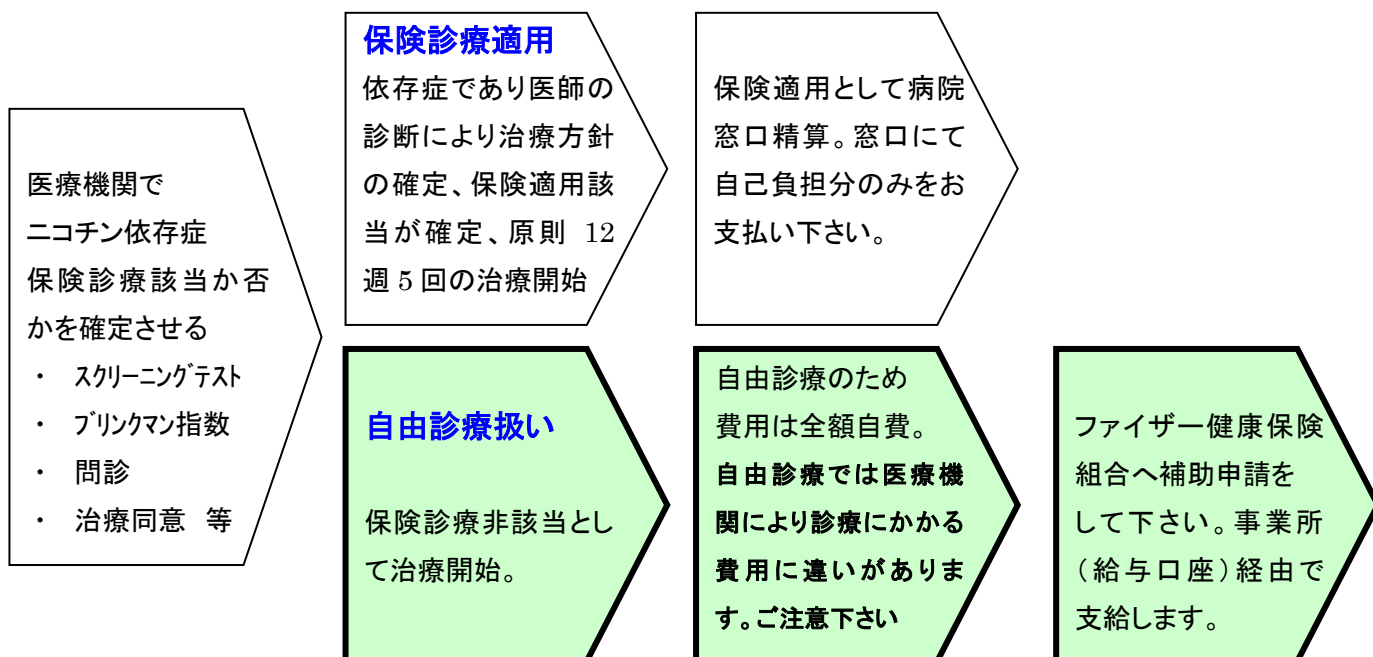
## ▶▶▶ 禁煙治療を自由診療で全額自己負担をされた方に

### 禁煙治療の保険適用について

喫煙者の約70%は「ニコチン依存症」です。禁煙治療に対して「ニコチン依存症」が保険適用として認められています。治療を受けたい方は、禁煙医療を行っている医療機関やかかりつけの医師にお尋ね下さい。過去に健康保険で禁煙治療を受けたことのある方は自由診療となる場合や、禁煙治療を健康保険では受けられない医療機関もあります。ニコチン依存症の治療を保険で受けるためには「ニコチン依存症管理料」登録をしている医療機関で受診して下さい。ニコチン依存症の診断は医師が行います。

#### 補助の

- ・金額： 自由診療全額負担のうち 支払の全額を保険診療相当額として補助します。
- ・対象者： ファイザー健康保険組合加入の被保険者
- ・支給要件：
  - 医療機関で禁煙治療を開始し、治療を終え、禁煙が達成できたこと。
  - 年度内に申請できるのはお一人一度のみです。
- ・申請締切： 治療を終了し次第、ファイザー健保組合宛に「禁煙治療補助申請書」を提出ください。
- ・申請に必要なもの： 12週5回分の禁煙治療の領収書のコピー(受診者氏名が記載されていること)



医療機関における禁煙治療期間は12週間・5回(1・2・4・8・12週)が目安とされています。

ご自身の意思で禁煙治療を中止した方、領収書(コピー)を提出できない方は補助支給できません。

